

# デロイト トーマツ チャイナ ニュース

## 中国の投資・会計・税務情報

Vol.153 Aug 2015

### Contents

#### 投資情報

輸入関税、増値税の一括徴税の全国展開 .....	2
--------------------------	---

#### 税務情報

国家税務総局が企業再編に係る企業所得税の管理に関する指針を公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ .....	5
--------------------------------	---

#### 会計情報

棚卸資産の評価 .....	10
---------------	----

中国業務に関する主なお問合せ先 .....	12
-----------------------	----

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ  
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟  
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346  
E-Mail: [chinanews@tohatsu.co.jp](mailto:chinanews@tohatsu.co.jp)

## 投資情報

### 輸入関税、増値税の一括徴税の全国展開

2015年7月27日より、「一括徴税の全国展開に関する公告」(海関総署 公告 2015年 第33号 以下、“33号公告”と表記)が施行されました。33号公告によれば、これまで輸入貨物の引き取り前に求められていた関連税額の納付について、一定の条件をクリアした企業に対し1か月毎の一括徴税が認められるようになり、翌月の第5営業日までに一括で納付すればよいこととされました。また、一括徴税が認められた企業は、その資格をもって、全国の税関において同様の待遇を享受することができます。

#### 1. 一括徴税の概要

今回の全国展開は、2015年6月まで28の税関、81の企業を対象に実施されたテスト運用を経て実施されるもので、政府のホームページでは、そのメリットとして、①通関の効率化、②企業の資金利用効率化、③申告手続きの簡素化、④担保限度額の循環使用が挙げられています<sup>1</sup>。具体的には、これまで貨物の引き取りに先だって書類毎に求められていた関連の関税・増値税の納付を、月毎の一括後納付に置き換えることで、貨物受け取りまでの時間短縮や、納税のための資金の有効活用を実現しようとするものです。

輸入貨物に係る税金の一括徴税の適用を希望する企業は、到着した貨物の税関申告時に、申告システム上で“一括徴税”を選択し、担保届出番号(詳細は、「3.一括徴税の届出プロセス」を参照のこと)を入力します。申請を受け、税関側であらかじめ設定されている担保限度額から当該関連税金額が無事控除された段階で、貨物の引き取りが許可されます。使用した担保限度額は納税後に自動で回復するため、繰り返し使用することができます。また、税額は、翌月の第5営業日までに一括後納付することとなっています。

#### 2. 一括徴税の適用条件

一括徴税の適用には税関へ事前の届出が必要です。33号公告によれば、申請企業は、税関申告書上の“経営単位<sup>2</sup>”であるとともに、以下の条件を満たしている必要があります。

- ① 税関税金電子支払システムユーザーであること
- ② 税関企業分類が一般認証かそれ以上であること
- ③ 前年度の月平均納税回数が4回を下回らないこと
- ④ 企業の申告が規範要求を満たしており、税関の書類審査に必要な資料や情報を提供し、税収徴税管理の法律法規を遵守し、期日通りに納税されていること
- ⑤ その他、一括徴税に不適切な傾向がないこと。

<sup>1</sup> [http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/27/content\\_2903181.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/27/content_2903181.htm)

<sup>2</sup> 税関申告書上に記載する“経営単位”とは、輸出入契約において対外的に契約を締結し、これを実行する中国国内の企業または単位をいいます。

②の企業分類は税関による信用等級制度で、税関登記企業を内部統制、税務状況、法令遵守等の基準により状況の優良な企業から順に、“高級認証企業”“一般認証企業”“一般信用企業”“信用喪失企業”の4種に分類し、異なる管理措置を適用する制度で、2014年12月より施行されてます。詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.145」(2014年12月号)をご参照ください。

### 3. 一括徴税の届出プロセス

一括徴税制度の適用を申請しようとする企業は、以下のプロセスにより届出を実施します。

手続き		提出物
1	申請	企業がその登記直属地税関に申請を行う
2	評価	15営業日以内に届出の受理可否が決定される
3	担保提供	企業は所轄の税関に担保の提供を行う
4	担保口座開設	税関で担保口座が開設され、担保届出番号が交付される

#### (1) 申請

「一括徴税企業専用評価表」には、申請企業の登録情報および企業分類以外に加え、一括徴税の適用を希望する税関を記載します。所轄税関において一括徴税が認められた企業は、税関間の連携により他の希望する地域の税関においても同様の制度を活用することができます。

#### (2) 評価

企業の申請を受け、税関は企業に対する信用状況評価を実施、申請の受理から原則15営業日以内に一括徴税適用可否を確定し登録を完了させなければなりません。

#### (3) 担保提供

一括徴税を実行するには、事前に税関へ保証金または銀行保証状を差し入れる必要があります。33号公告には、銀行保証状のフォームが添付されています。

#### (4) 担保口座開設

所轄の税関への担保提供が受理されると、専用の担保口座が開設され、担保届出番号が交付されます。この口座は、所轄の税関だけでなく、全国の税関における一括徴税に利用することができます。

#### 【一括徴税企業専用評価表サンプル】

(33号公告添付)

附件 2 汇总征税企业专项评估表	
企业名称	
企业海关注册编码	
企业组织机构代码	
海关税费电子支付企业	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
企业分类等级：一般认证以上	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
汇总征税申请适用关区	
遵守海关征税管理及其他监管规定	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
积极配合海关的税收征管工作，按期及时纳税，能为海关提供必要的商贸信息	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
情况说明	<input type="checkbox"/> 已随附，共 页 <input type="checkbox"/> 无
企业声明： 兹声明以上内容由我司填写，内容无误，随附资料真实有效，如有虚假，愿承担法律责任。 <div style="text-align: right;">(企业印章) 年 月 日</div>	
海关评估意见： 经评估，现决定： <input type="checkbox"/> 1. 你司适用汇总征税模式。 <input type="checkbox"/> 2. 你司不符合适用汇总征税模式条件。 <div style="text-align: right;">(海关印章) 年 月 日</div>	

#### 4. 期待される効果と留意点

一括徴税制度は、輸出入の利便性、通関効率のアップ等を目的として導入されました。33号公告では、税関における申告等事務手続きの簡素化に加え、一度使用した担保限度額が納税後に自動で回復する等、企業の資金繰りに配慮した内容も盛り込まれており、企業にとっては有利な内容と考えられます。ただし、その適用には既述の通り一定の制限が設けられており、ここでもその企業の信用状況に応じた管理措置がとられることとなりました。33号公告の施行により、税関信用等級における“認証企業”のメリットが、1つ加わったこととなります。

## 税務情報

### 国家税務総局が企業再編に係る企業所得税の管理に関する指針を公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

企業の合併再編を促進し、税務行政における審査認可制度の改革を進め、実務において生じた問題について明確化するため、中国の国家税務総局は2015年6月24日に「企業の再編業務に係る企業所得税の徴収管理に関する若干の問題についての公告」(国家税務総局公告2015年第48号、以下「48号公告」)を公布した。48号公告は、「企業の再編業務に係る企業所得税管理弁法」(国家税務総局公告2010年第4号、以下「4号公告」)に基づく徴税管理の方法に大きな変更を加えるものである。4号公告はなお有効ではあるが、当該公告における多くの条項が48号公告によって廃止され、または修正された。48号公告は2015年以降に完了した企業の再編業務に適用される。また、それより前に契約を締結し、まだ完了していない再編業務にも適用される。

## 背景

財政部および国家税務総局は2009年と2010年に「企業の再編業務に係る企業所得税の処理に関する若干の問題についての通知」(財税[2009]59号、以下「59号通達」)および4号公告を公布し、企業の再編業務に係る特殊税務処理の概念を導入した。特殊税務処理を適用する場合、(1) 関連の資産または持分の課税基礎(税務上の簿価)を引継ぐことにより、譲渡企業における課税を繰り延べること、あるいは、(2) 関連の所得を複数年度の課税所得に分割計上すること、が認められる。特殊税務処理を適用するためには、再編業務が次の要件をすべて満たさなければならない。

- 合理的な事業目的があり、税額の減少、免除または納付延期を主たる目的としていないこと
- 持分または資産の買収については、買収される持分または資産が被買収企業の全持分または譲渡企業の全資産の50%以上を占めること
- 企業再編後の連続12ヶ月間において、再編資産にかかわる従来の実質的経営活動が変更されないこと
- 再編取引対価の持分による支払金額が取引の支払総額の85%以上を占めること
- 企業再編において持分による支払を受けた元の主要出資者が、再編後の連続12ヶ月間において、取得した持分を譲渡しないこと

納税者が特殊税務処理を選択適用しようとする場合、事前に税務機関の承認(届出(注:中国語では“备案”)または確認を含む、以下同様)を得なければならなかったため、納税者は再編取引が特殊税務処理の適用要件を満たすことを証明するために、関連の資料を税務機関に提出する必要があった。

## 48号公告の主な内容

48号公告により、4号公告に基づく事前承認を特徴とする特殊税務処理の管理方式は、年度申告時の申告と事後管理の強化という形に改められた。合理的な事業目的に関する説明等の提出はなお必要とされているが、48号公告では、資料の提出に関する要求も整備された。

## 1. 事前承認の要求の取消しと新しい管理措置の導入

2015年5月に、国務院は特殊税務処理の適用に係る“承認”を取り消すことを公表した。よって、48号公告を公布した目的の一つは、国務院の決定を実行し、企業の再編業務に係る企業所得税の管理方式を変えることにある。48号公告の規定によれば、企業が特殊税務処理を適用するために、届出または確認という手続によって税務機関の事前承認を得る必要はなくなった。ただし、再編の各当事者は企業所得税の年度申告を行う際に、税務機関に「企業再編の所得税に係る特殊税務処理の報告表および附表」および関連の申告資料を提出しなければならない。

一方で、48号公告では所轄税務機関に対して、特殊税務処理に対する事後管理を強化することを要求している。その主な措置は次のとおりである。

- 1) 特殊税務処理を適用し、関連の所得を複数年度に分割計上する場合（例えば、要件を満たす債務再編業務、あるいは資産等をもって行う非居住者企業への投資）、所轄税務機関は台帳を設置し、企業が毎年申告する所得または収益、取得する持分の課税基礎等の比較分析を行わなければならない。
- 2) 特殊税務処理を適用する企業が以後の年度において再編資産または持分を譲渡もしくは処分する際、所轄税務機関は評価と検査を強化しなければならない。企業が特殊税務処理を行うときに確定した再編資産または持分の課税基礎と譲渡もしくは処分するときの課税基礎、および関連年度の納税申告表の情報との比較分析を行う。

一部の地方の税務機関は、特殊税務処理を適用する場合、再編資産または持分を原価で譲渡しなければならないと考えていた。しかし、48号公告における申告時の資料提出要求および課税基礎の記録に関する説明等から見れば、国家税務総局はそのような見解はとっていないようである。

## 2. 一部の重要な概念の解釈および変更

48号公告では、一部の重要な概念について解釈を与え、あるいは変更を加えている。

- **当事者**：4号公告では、“企業で発生する各種の再編業務について、その当事者とは、再編の種類に基づき、それぞれ以下の企業を指す”と規定していた。しかし、48号公告では、自然人である出資者がかかわる持分買収、合併あるいは分割の再編取引について、“当事者”には自然人である出資者も含まれることを明確に規定している。この変更により、例えば、持分買収において、買収される持分の割合が50%以上でなければならないという特殊税務処理の適用要件を満たすか否かを判断する際には、自然人である出資者が売却する持分もその割合の計算に含まれると考えられる。ただし、たとえその再編取引が特殊税務処理の適用要件を満たしたとしても、特殊税務処理を適用できるのは企業である出資者のみである。個人所得税法には、企業

所得税法における特殊税務処理と同様の政策は規定されていないため、自然人である出資者は持分譲渡所得に係る個人所得税を計算し、納付しなければならない。

- **合理的な事業目的**: 48号公告では、企業の再編業務に特殊税務処理を適用する場合、(1)再編取引の方式、(2)再編取引の実質的な結果、(3)再編の各当事者にかかわる税務状況の変化、(4)再編の各当事者にかかわる財務状況の変化、(5)非居住者企業の再編活動への関与の状況、という5つの面から逐一、企業再編に合理的な事業目的があることを説明しなければならないとしている。
- **再編日**: 企業の再編業務に係る企業所得税の処理において、再編日は重要な概念である。これは、再編業務に係る納税義務の発生時期、および再編業務に係る企業所得税の申告年度の確定に影響を与えるからである。48号公告では、各類型の再編業務の再編日の確定に係るルールが若干変更された。新しいルールでは、再編契約の発効日および当事者が会計処理を行った日をより重視している。また、“再編業務の完了した当年度”とは、再編日の属する企業所得税の納税年度を指すことを明らかにしている。
- **段階的取引**: 48号公告では、企業の再編業務に特殊税務処理を適用する場合、当事者は申告時に、再編前の連続12ヵ月以内に当該再編に関連するその他の持分、資産の取引があったか否かの状況に関する説明も提出し、かつこれらの取引と当該再編が段階的取引を構成するか否か、一つの企業再編業務として処理するか否かについても説明しなければならないとしている。48号公告によれば、企業は連続12ヵ月以内に発生した一連の取引を一つの企業再編業務として、税務処理を行うことができる。例えば、居住者企業であるA社が2015年12月に株式を発行し、同じく居住者企業であるB社の40%の持分を買収するとともに、2016年6月にも株式を再度発行し、B社の15%の持分を追加して買収とする。この買収計画に基づき、2015年に行われる最初の取引においては、買収される持分の割合は特殊税務処理を適用するための最低割合である50%に満たないが、予定される最終的な割合(すなわち、40%+15%)は最低割合を超える。よって、その他の要件も満たす場合には、48号公告の規定に基づき、再編の各当事者は、2015年度の企業所得税の年度申告を行う際、最初の取引に対して特殊税務処理を適用することができる。

### 3. 申告資料の増加

48号公告には、各類型の再編取引について、納税者が特殊税務処理を選択適用する場合に税務機関に提出すべき資料の一覧表と、関連の申告表および附表のフォームが添付されている。4号公告における特殊税務処理の申告資料に関する要求(48号公告により廃止された)と比べて、48号公告で要求される申告資料は増加し、開示すべき内容もより全面的かつ詳細なものになった。各類型の再編取引に関して提出を要求される資料の内容は類似しているため、ここでは持分買収を例にとり、48号公告における要求について説明する。

- 1) 48号公告の申告資料のリストには、“税務機関の要求するその他の資料”という項目がない。このことは、各地の税務機関が要求する資料に関して、より透明性と一貫性を高めることになるだろう。
- 2) 持分買収業務の全体状況の説明に関しては、持分買収の事業目的について説明するだけでなく、持分買収案および基本状況についても説明することが求められている。
- 3) 譲渡する、または支払う持分(もしくはその他の非貨幣性資産)の公正価値の証明資料は、評価機関の発行した評価報告書に限定されていない。このことは、48号公告の下で、納税者は関連資産の公正価値の裏付けとして、その他の資料を提出することもできることを意味する。
- 4) 48号公告では新たに、当事者が一致して特殊税務処理を選択したことの証明資料を要求している。それには、当事者の公印も押印する必要がある。
- 5) 48号公告では、当事者に対して、再編前の連続12ヵ月以内に当該再編と関連するその他の持分、資産の取引があったか否か、当該再編と段階的取引を構成するか否か、一つの企業再編業務として処理を行うか否かについて説明することを求めている。
- 6) 48号公告は、関連の資産(持分)の課税基礎と会計上の帳簿価額の一時差異に関する説明も提出することを求めている。税務機関は会計記録と税務データ間の関連性に着目している。新しい公告が出される以前においても、実務においては、税務機関が納税者に対して類似の資料を提出するよう求めることがあった。

## コメント

48号公告の主なポイントは、従来のように税務機関の事前承認を得ることなく、企業が自らの判断によって再編業務に特殊税務処理を適用できるようになった点である。しかしながら、税務機関の事前承認がないことにより、企業による特殊税務処理の選択適用が税務機関に受け入れられるか否かに関して、不確実性が生じることにもなる。

48号公告は税務機関に対して、特殊税務処理を適用した再編業務について台帳を設置し、かつ事後管理を強化することを要求している。特殊税務処理を適用した企業再編業務は、将来において税務調査の重点項目となる可能性がある。このような政策の変化を考慮し、再編業務を実施する当事者は潜在的な税務リスクに特に留意するとともに、事前に必要な措置を講じなければならない。例えば、次のようなことがある。

- 再編業務が特殊税務処理の適用要件を満たしているか否かを慎重に評価する。もし何らかの曖昧な点があれば、事前に所轄税務機関の指導を求め、あるいは話し合いをすることも考えられる。



- 申告と将来の調査に備えて、関連の資料(再編業務にかかわる各種の法律文書、財務データ、税務データ等)を整備する。もし可能であれば、特殊税務処理の適用にかかわる個別の台帳を設けることも検討する。可能な範囲で、その台帳のデータと税務機関のデータを比較し、適時に差異を把握する。そのような準備をしておくことにより、税務調査の際により適切に対応することができる。
- 再編の各当事者が協力し、理解と行動の一貫性が保たれるようにする。

管理手続の面から見れば、48号公告は納税者にとり、有益なものである。しかしながら、特殊税務処理に関するルール(例えば、合理的な事業目的の判断等)の適用に関しては、実務上、異なる解釈が存在し、あるいは異なる運用がなされる可能性がある。税法適用上の不確定性を減じるため、特殊税務処理に関するルールの適用についてより明確にするための追加的な指針が出されることが予想される。

## 会計情報 棚卸資産の評価

デロイト トーマツ チャイナ ニュースでは、中国企業会計準則(いわゆる「新準則」)の解釈、会計処理方法等に関して、中国子会社決算において留意すべき点を解説しています。今回は、「企業会計準則 第1号―棚卸資産」について、その実務上の解釈指針である「企業会計準則講解」(中国財政部会計司編纂)の記述を参考に、棚卸資産の期末評価について、少し掘り下げて解説します。

### 1. 正味実現可能価額

正味実現可能価額は、通常の活動において、棚卸資産の見積販売価額から完成までに発生が見込まれるコスト、見積販売費用及び関連税金費用を控除した金額を指しています。正味実現可能価額は、必ずしも棚卸資産の販売価格や契約価格を指しているわけではなく、棚卸資産から獲得できる見積将来正味キャッシュ・フローとなります。

#### (1) 商品・製品の正味実現可能価額

商品・製品の正味実現可能価額は、商品・製品の見積販売価格から見積販売費用や関連税金費用を控除した金額とされています。

#### (2) 仕掛品・原材料の正味実現可能価額

仕掛品・原材料の正味実現可能価額は、それらを用いて生産する製品の見積販売価額から、完成までに発生が見込まれるコスト、見積販売費用及び関連税金費用を控除した金額とされています。

なお、損失の発生が見込まれる契約は、その損失の発生する可能性が高くなった時点で「企業会計準則 第13号―偶発事象」の規定に則り、その損失相当を引当金として認識する必要があります。

### 2. 棚卸資産評価損失引当金

期末評価時に、通常は棚卸資産の品名毎に取得原価と正味実現可能価額を比較し、取得原価が正味実現可能価額を上回れば、その差額を棚卸資産評価損失引当金として計上することになります。会社は、経営管理上の要請や棚卸資産の特徴を考慮に入れ、型番、規格等のような単位で棚卸資産の評価を実施するかを明確に規定しておく必要があります。また、数量が多く、かつ単価が安い棚卸資産は、種類毎にまとめて評価することが認められています。具体的には、下記設例のようになります。

## (設例 1)

(単位:元)

商品	数量	取得原価		正味実現可能価額		種類別 帳簿価額	棚卸資産評価 損失
		単価	総額	単価	総額		
<b>第 1 類</b>							
A 商品	400	10	4,000	9	3,600		
B 商品	500	7	3,500	8	4,000		
合計			7,500		7,600	7,500	0
<b>第 2 類</b>							
C 商品	200	50	10,000	48	9,600		
D 商品	100	45	4,500	44	4,400		
合計			14,500		14,000	14,000	500
<b>第 3 類</b>							
E 商品	700	100	70,000	80	56,000	56,000	14,000
合計			70,000		56,000	56,000	14,000
総計			92,000		77,600	77,500	14,500

## (解説)

A 商品・B 商品が同一種類であるため、第 1 類としてまとめて取得原価と正味実現可能価額と比較した結果、品名単位では棚卸資産評価損失が発生しているものの、種類単位では棚卸資産評価損失が発生していません。C 商品・D 商品が同一種類であるため、第 2 類としてまとめて取得原価と正味実現可能価額と比較した結果、品名単位でも種類単位でも同額の棚卸資産評価損失が発生しています。

また、仕掛品・原材料の期末評価について、仕掛品・原材料の帳簿価額が原材料の正味実現可能価額を上回っていても、必ずしも棚卸資産評価損失引当金を認識するわけではない点に留意が必要です。具体的には、下記設例を参照ください。

## (設例 2)

- ・ 材料  $\alpha$  帳簿価額: 300 万元
- ・ 材料  $\alpha$  市場販売価額: 280 万元 (販売費用等は発生しない)
- ・ 材料  $\alpha$  を用いて生産する製品  $\beta$  の正味実現可能価額  $\geq$  製品  $\beta$  の帳簿価額

## (解説)

上述のような状況では、材料  $\alpha$  の帳簿価額が材料  $\alpha$  の正味実現可能価額を上回っていますが、製品  $\beta$  の販売を通じて回収可能であるため、材料  $\alpha$  に対して棚卸資産評価損失引当金を認識しません。一方、材料価格の下落に伴い製品価格も下落するような場合には、材料  $\alpha$  に対して棚卸資産評価損失引当金を認識することも想定されます。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也  
監修: デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、西村 美香 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子  
執筆協力: デロイト中国ほか

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### デロイト トーマツ合同会社

#### 本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟  
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346  
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 西村 美香

#### 有限責任監査法人トーマツ

##### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5  
名古屋ダイヤビルディング3号館  
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548  
前田 勝己

##### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

#### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085  
福島 和宏 / 三好 高志

#### デロイト中国各拠点案内

##### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.  
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003  
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎  
大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

##### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.  
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297  
依藤 啓司

##### 広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,  
510620 P.R.C.  
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119  
前川 邦夫

##### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C  
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338  
滝川 裕介

##### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

##### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

##### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

##### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

##### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

##### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039  
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

#### 税理士法人トーマツ

##### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801  
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

#### デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601  
野村 修一 / 石黒 泰時

##### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.  
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218  
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

##### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.  
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

##### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 P.R.C.  
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222  
大塚 武司

##### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597  
アジア パシフィック クラスタラーダー 中川 正行  
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

##### 濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

##### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C  
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: +86-23-6310-6170

##### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: +86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

##### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**